

大阪府立長野高等学校PTA規約

(名 称)

第1条 本会は大阪府立長野高等学校PTAと称し、事務所を本校内に置く。

(目 的)

第2条 本会の目的は学校と協力して、生徒の健全な育成伸長をはかるとともに会員相互の研さんをはかり、成人育成の実をあげるにある。

(方 針)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、社会教育関係団体として活動し、特定の政党宗教に偏せず、いかなる団体の支配干渉も受けない。また学校の管理や教員の人事にも干渉しない。

(事 業)

第4条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

1. 学校行事の協力に関する事。
2. 教育環境の整備醸成に関する事。
3. 生徒の福祉増進と育成に関する事。
4. 会員の教育研究に関する事。
5. その他本会の目的達成に必要な事。

(会 員)

第5条 本会の会員は本校に在籍する生徒の両親、保護者及び本校に勤務する校長、教職員、ならびに本会に入会を希望する者で会長が役員会の承認を得て適当と認めた者をもって構成する。

(役 員)

第6条 (1) 本会には次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 書 記 2名
(内1名は学校職員より選出)
4. 会 計 2名
(内1名は学校職員より選出)

(2) 役員任期は1ヵ年として再任を妨げない。

(3) 役員選出方法は別に定める。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し総会及び実行委員会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は本会の議事を記録し庶務事務を行う。
4. 会計は本会の経理に関する業務を行う。
5. 役員は役員会を構成し会長の諮問機関となる。

(総 会)

第8条 総会は本会の最高の決議機関で、下記のとおりとする。

1. 総会は毎年1回開催して役員選出、事業予算、決算の報告、並びに承認、その他必要な審議または研究を行う。
2. 総会の定足数は全会員の5分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立し、その議決は多数による。
3. 臨時総会はつぎの場合にこれを開催することができる。
 - 会長が必要と認めたとき。
 - 会員総数の5分の1以上の会員からの要求があったとき。

(実行委員会)

第9条 本会は実行委員会を置き、会務の企画、運営、総会に提出する議案の検討整理を行い、議決事項の執行にあたる。

実行委員会は役員、各種委員会の正・副委員長をもって構成する。

(委員会)

第10条 本会はその事業を推進するために、次の委員会を設ける。

1. 文化委員会

生徒及び会員の教養文化を高める企画などを推進、協力する。
委員長と副委員長及び各クラスより選出された委員より構成される。

2. 会報委員会

P T A会報の発行、広報活動などを行う。
委員長と副委員長及び各学年委員より選出された委員より構成される。

3. 国際交流委員会

生徒及び会員の国際交流活動に関する企画などを推進、協力する。
委員長と副委員長及び各学年委員より選出された委員より構成される。
委員ならびに正・副委員長は委員選出規定によりこれを委嘱し任期は1ヵ年とし再任を妨げない。

(会計)

第11条 1. 本会の経理は会費等をもって当てる。
2. 本会の会費は1人あたり年額4,000円とする。
3. 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 1. 本会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。
2. 会計監査委員は随時経理の執行状況を監査し、定期総会に報告する。
又必要に応じ実行委員会に出席して意見を述べることができる。
3. 会計監査委員は総会の同意を得て会長が委嘱する。
4. 会計監査委員の任期は1ヵ年とし再任を妨げない。

(改正)

第13条 本規約の改正は総会において出席会員の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

(補則)

第14条 慶弔規定、その他本会に必要な規定等は別に定める。

付 則

- ◎この規約は、昭和48年5月18日より施行する。
- ◎この規約は、昭和55年5月17日に改正し、同日よりこれを施行する。
- ◎この規約は、昭和63年11月19日に改正し、平成元年4月1日より、これを施行する。
- ◎この規約は、平成4年11月7日に改正し、平成5年4月1日より、これを施行する。
- ◎この規約は、平成13年12月1日に改正し、平成14年4月1日より、これを施行する。
- ◎この規約は、平成16年5月15日に改正し、同日よりこれを施行する。
- ◎この規約は、平成20年5月10日に改正し、同日よりこれを施行する。
- ◎この規約は、平成25年5月11日に改正し、同日よりこれを施行する。
- ◎この規約は、令和8年1月24日に改正し、同日よりこれを施行する。

役員及び委員選出規定

第1条 役員の実行委員会の選挙を行うときは候補者指名委員会を設ける。

- 第2条 指名委員会の構成は次のとおりとする。
1. 会長・副会長（2名）・書記（2名）・会計（2名）（計 7名）
 2. 文化・国際・会報委員会の各委員長（計 3名）
- 第3条 会長は指名委員の公示を年度当初に行わなければならない。
- 第4条 前記の指名委員により構成された指名委員会は委員長を互選する。
- 第5条 指名委員長は委員会の議長となって実行委員候補者の選考及び立候補者の受付を行う。
- 第6条 立候補の受付は指名委員会公示日から1週間とする。
- 第7条 指名委員長は選考された実行委員候補者及び立候補者の承諾を得て選挙1週間以前に候補者名簿を全会員に公示する。
- 第8条 定数以上の候補者に対しては単記無記名投票を行い、得票の多い順に当選者を決定する。
- 第9条 選挙に関する事務一切は指名委員会で行い、実行委員の選出は総会において行う。
- 第10条 候補者が定数を越えないときは総会にその信任をはかって当選とする。
- 第11条 各種委員会及び委員は会長が委嘱する。
- 第12条 この細則の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

付則 この規定は、昭和48年5月18日より施行する。
この規定は、平成16年5月15日より施行する。
この規定は、平成19年5月12日より施行する。
この規定は、平成20年5月10日より施行する。
この規定は、平成25年5月11日より施行する。
この規定は、令和8年1月24日より施行する。

大阪府立長野高等学校国際交流推進委員会規約

第1条（名称）

本会は「大阪府立長野高等学校国際交流委員会」と称する。

第2条（目的）

本会は大阪府立長野高等学校の国際交流活動を発展させ、これを支援するために大阪府立長野高等学校国際交流基金（以下「国際交流基金」という。）を設け、その適正かつ有意義な活用をはかることを目的とする。

第3条（構成）

本会は、大阪府立長野高等学校PTA及び同窓会の代表者により構成する。

第4条（事業内容）

本会は次の事業に対して支援を行うものとする。

- (1) 大阪府立長野高等学校の教職員及び生徒が、国際交流を目的として外国へ派遣される場合。
- (2) 外国から教職員及び生徒が国際交流を目的として、大阪府立長野高等学校に来校し、交流や研修を行う場合。
- (3) その他、大阪府立長野高等学校が国際交流を推進するための活動を行う場合。

第5条（事務局）

本会の事務局を大阪府立長野高等学校内におく。

第6条（役員）

本会に次の役員をおく。

委員長 1名、 副委員長 2名、 会計 2名、 幹事 4名

委員長、副委員長、会計については、PTA会長、同副会長、同書記、同会計、同国際交流委員長及び同窓会長、同副会長の中から互選する。

幹事は、大阪府立長野高等学校、同教頭、同文化教育部長、同国際教養科長が務める。

第7条（役員の仕事）

- 1 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副委員長は委員長の仕事を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。
- 3 会計は国際交流基金の会計事務を担当する。
- 4 幹事は本会の事業実施に関する調整及び事務の処理にあたる。
- 5 役員の仕事は1年とし再任を妨げない。

第8条（役員会）

- 1 本会の運営に必要な事項は役員会において決定する。
- 2 役員会は委員長が必要と認めるときに招集する。
- 3 決議は原則として出席者全員の合意によって決する。全員の合意が得られないときは委員長と校長が協議し、その裁定するところによる。

第9条（会計）

- 1 本会の事業の実施及び本会の運営に必要な経費は、国際交流基金をもって充てる。
- 2 国際交流基金の運営に関する規定は別途定める。

第10条（会計監査）

- 1 本会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおく。
- 2 会計監査委員は随時会計の執行状況を監査し、役員会に報告する。
- 3 会計監査委員は役員会の同意を得て委員長が委嘱する。
- 4 会計監査委員の仕事は1年とし再任を妨げない。

附則 本規約は平成14年4月1日より施行する。

本規約は平成21年4月1日より施行する。

大阪府立長野高等学校PTA個人情報取扱規約

第1条 この規約は、大阪府立長野高等学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益の保護することを目的とする。

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び実行委員とする。

第6条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。

- 1 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日）
- 2 会員の子どもの氏名・クラス

第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- 1 PTA活動に必要な連絡網及び名簿の作成
- 2 各種行事の案内
- 3 資料等の送付
- 4 役員選出
- 5 PTA活動の諸連絡

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

第10条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が適正に保管・管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第13条 本会は、大阪府立長野高等学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- 1 利用する項目：第7条で定める通り
- 2 利用するものの範囲：大阪府立長野高等学校と本会
- 3 利用目的：第8条で定める通り
- 4 責任者：第4条で定める通り

第14条 個人情報を第三者（第12条第1項から第4項）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名

- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

第 15 条 第三者（第 12 条第 1 項から第 4 項）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 16 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 17 条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第 18 条 本会は、個人情報の取扱者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について周知に努める。

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附 則

この規約は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する